

静岡県訓令甲第 1 号

本 庁  
出先機関

静岡県文書管理規程（平成13年静岡県訓令甲第 6 号）の一部を次のように改正する。

令和 2 年 3 月 27 日

静岡県知事 川 勝 平 太

改正前				改正後			
(保存期間の変更承認申請)				(保存期間の変更承認申請)			
<b>第68条</b> 管理規則第10条第5項の規定による保存期間の変更に係る承認申請は、様式第19号による公文書保存期間変更承認申請書により行うものとする。				<b>第68条</b> 管理規則第10条第6項の規定による保存期間の変更に係る承認申請は、様式第19号による公文書保存期間変更承認申請書により行うものとする。			
別表 (略)				別表 (略)			
区分	種類	寸法 (ミリメートル)	公印管守者	区分	種類	寸法 (ミリメートル)	公印管守者
(略)				(略)			
職印	(略)			職印	(略)		
	部長印	(略)	危機管理部総務課長 法務文書課長 くらし・環境部、 <u>文化・観光部</u> 、健康福祉部、経済産業部及び交通基盤部に置かれる政策管理局の総務課長		部長印	(略)	危機管理部総務課長 法務文書課長 くらし・環境部、 <u>スポーツ・文化観光部</u> 、健康福祉部、経済産業部及び交通基盤部に置かれる政策管理局の総務課長
	局長印	(略)	経営管理部総務局総務課長 経営管理部行政経営局福利厚生課長 出納局会計課長 知事直轄組織、くらし・環境部、 <u>文化・観光部</u> 、健康福祉		局長印	(略)	経営管理部総務局総務課長 経営管理部行政経営局福利厚生課長 出納局会計課長 知事直轄組織、くらし・環境部、 <u>スポーツ・文化観光部</u> 、健

		部、経済産業部及び交通基盤部に置かれる局にあつては、局長が管理を命じた者			康福祉部、経済産業部及び交通基盤部に置かれる局にあつては、局長が管理を命じた者
	(略)			(略)	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

**附 則**

この訓令甲は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第68条の改正は、公表の日から施行する。